



# 平成27年度学童クラブ及び保育所(園)の 新規利用受付について

次のとおり受け付けます。利用案内及び申請用紙を11月4日(火)から配布しますので、お読みになり、利用要件に該当する場合に申請してください。

## 学童クラブの新規利用受付

■要件／普段仕事をしているため、放課後、家庭において児童の保育ができない場合など

■利用案内の配布場所／福祉健康課、学童クラブ

■対象児童／小学校1年生から6年生まで

## ■受付期間及び場所

平成27年 1月9日(金)	午前9時～午後2時	役場第二庁舎 3階301会議室
平成27年 1月10日(土)	午前9時～正午	

■申請書類／申請書、勤務証明書など

## 保育所(園)、認定こども園(保育園部分)の新規利用受付

■要件／普段仕事をしているため、日中、家庭において児童の保育ができない場合など

■利用案内の配布場所／福祉健康課、保育所(園)、認定こども園

■受付期間及び場所／同時に面接も行いますので、お子さんと一緒にお越しください。

平成27年 1月9日(金)	午前9時～午後2時	役場第二庁舎 3階301会議室
平成27年 1月10日(土)	午前9時～正午	

■申請書類／①支給認定申請書及び入所申込書

②勤務証明書等③平成26年1月2日以降転入の方は、市町村民税課税(非課税)証明書

## 税務課のお知らせ

問合せ／徴収担当 ☎991-1835



# 11月から1月は 滞納整理強化期 間です ～ストップ!滞納～

町税などは納税者の皆さんが、決められた期限までに自主的に納めていただくものです。多くの方には期限までに納付していただいておりますが、残念ながら様々な理由により滞納している方がいます。税金の滞納は、期限内に納税している方との公平性を欠くものです。

埼玉県と県内全市町村では、「滞納整理強化期間」を設け「ストップ!滞納」を合言葉に徴収対策を進めます。

当町では、滞納の解消に向けた取組みとして積極的に給与・預貯金・生命保険・不動産などの差押えを実施しています。

皆さん、納期限内に納付しましょう。

## まちづくり整備課のお知らせ

問合せ／新市街地整備・公園担当 ☎991-1806



# 町民の皆さまへ下水道管損傷事故について

平成25年10月22日に下水道管を損傷する事故(エローラ通りと県道葛飾吉川松伏線の交差点付近)が発生しました。この事故は、町が発注した都市計画道路河原町深町線道路築造工事を実施中に仮設工事として、長さ10mの鋼鉄製の土留め板を打ち込んだ際に、地盤面下約6mに敷設されていた下水道管を損傷させたものです。

復旧工事には、町民のライフラインの確保が第一と考え、全額(約3,028万円)を一時的に町が負担し工事を行いました。関係者の間で負担割合が決定し、この金額を町4割、設計者5割、施工者1割で負担いたします。

今回の事故は下水道というライフラインを損傷させてしまうという本来あってはならない事故であり、自治体の長としてかかる事態を厳粛に受止めるとともに、町政に対する町民の皆様の信頼を損なうこととなり深くお詫び申し上げます。

また、私の道義的責任を明確にするため10月分の給料の月額を10%減額することとし、関係職員の懲戒処分を実施しました。

今後は、従来にも増して誠実かつ確実な行政運営に努めるとともに、再発防止に努め、より積極的な行政運営に職員一丸となって取り組んでまいります。

松伏町長 会田 重雄